

公募型プロポーザル方式による設計者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市住宅都市局建築設計者選定要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、公募型プロポーザル方式（簡易型）及び公募型プロポーザル方式（以下、公募型プロポーザル方式（簡易型）と併せて「公募型プロポーザル方式等」という。）による設計者選定を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員の選任)

第2条 住宅都市局長は、公募型プロポーザル方式等による設計者選定を行うことを決定した場合は、すみやかに評価委員を選任するものとする。

(評価基準等)

第3条 住宅都市局長は、予め評価委員の意見を聴き、設計者選定の評価に係る基準を定めるものとする。

- 2 公募型プロポーザル方式による場合、前項の基準に加え、一次評価において選定する設計候補者数を定めるものとする。
- 3 前項の規定により選定する設計候補者数は、5者程度とする。

(掲示及び説明会)

第4条 契約事務受任者は、公募型プロポーザル方式等による設計者の選定を行うため、当該プロポーザルに参加を希望する者を募るときは、次に掲げる事項を掲示するものとする。

- (1) 対象業務名、業務内容、履行期限及び契約上限金額
- (2) 参加資格
- (3) 評価の方法及び基準
- (4) 技術資料及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）の作

成方法に関する説明書並びに設計者選定の方法に関する説明書の交付期間、場所及び方法

(5) 参加表明書及び技術資料等の提出期限、提出場所及び提出方法

(6) 問い合わせ先

(7) その他必要と認める事項

2 契約事務受任者は、必要に応じて、説明会を開催することができる。

(参加表明書及び技術資料等の提出)

第5条 公募型プロポーザル（簡易型）に参加を希望する者は、契約事務受任者に参加表明書及び技術資料等を提出するものとし、公募型プロポーザルに参加を希望する者は、契約事務受任者に参加表明書及び技術資料を提出するものとする。

(技術資料の内容)

第6条 技術資料の内容は、次に掲げる事項を標準とし、業務の特性に応じて評価委員の意見を聴き、住宅都市局長が定めるものとする。

(1) 競争入札参加有資格者名簿への登録の有無

(2) 保有する技術職員数

(3) 同種又は類似の業務の実績

(4) 業務の実施体制

(5) 配置予定の技術職員の資格及び実績

(技術提案書の内容)

第7条 技術提案書の内容は、次に掲げる事項を標準とし、業務の特性に応じて評価委員の意見を聴き、住宅都市局長が定めるものとする。

(1) 対象業務に関連する設問

(2) 同種又は類似の業務において実施したデザイン

(公募型プロポーザル方式(簡易型)における選定方法)

第8条 公募型プロポーザル方式(簡易型)による設計者の選定に係る評価は、次の手順により行うものとする。

(1) 技術資料等について、評価委員に評価の基準に基づく評価を依頼する。

(2) 評価委員から評価の意見を聴取する。

(3) (2) の評価の意見を踏まえ、最も評価の高い設計候補者及び次点となる者を選定する。

2 住宅都市局長は、評価に必要な場合、当該プロポーザルに参加した者に対してヒアリングを実施することができる。

3 住宅都市局長は、評価委員から評価の意見を聴取するときは、原則として評価委員の会議を開催するものとする。

(公募型プロポーザル方式における選定方法)

第9条 公募型プロポーザル方式による設計者の選定は、一次評価及び二次評価からなる二段階により行うものとし、一次評価においては技術資料による評価を、二次評価においては技術提案書による評価を行うものとする。

2 住宅都市局長は、一次評価により選定した設計候補者に対して、技術提案書の提出を求め、当該提案書の提出があった者について二次評価を行う。

3 評価は次の手順により行うものとする。

(1) 一次評価

ア 技術資料について、評価委員に評価の基準に基づく評価を依頼する。

イ 評価委員から評価の意見を聴取する。

ウ イの評価の意見を踏まえ、二次評価を行う設計候補者を選定する。

(2) 二次評価

ア 技術提案書について、評価委員に評価の基準に基づく評価を依頼する。

イ 評価委員から評価の意見を聴取する。

ウ イの評価の意見を踏まえ、最も評価の高い設計候補者及び次点となる者を選定する。

4 前条第2項及び第3項の規定は、公募型プロポーザル方式に係る評価に準用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 公募型プロポーザル方式（簡易型）による設計者選定要領（平成16年12月16日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。